

JR 清洲駅付近の路上喫煙禁止区域の指定（素案）に対するパブリックコメントの実施結果

1 募集期間 平成29年7月3日（月）～平成29年8月2日（水）

2 提出人数 8人

3 意見総数 8件（うち同様の意見3件）

4 提出された意見の概要と意見に対する市の考え方

提出された意見等は、趣旨を損なわないように要約するとともに、同様の意見はまとめさせていただいています。

整理番号	ご意見	市の考え方
1	一宮駅前には喫煙場所が確保されており、多くの方が利用されています。一方的に条例で締め付けるのではなく、吸う人の権利も考えたうえで、JR清洲駅だけでなく名鉄国府宮駅、JR稲沢駅にも喫煙場所を設置すべきだと思います。	路上喫煙禁止区域に指定している場所に喫煙場所を設置することについては、受動喫煙など影響を受ける人が多く集まる区域を指定した経緯から喫煙場所の設置は考えていません。 また、JR清洲駅周辺の路上喫煙禁止区域での喫煙場所については、設置しないよう地域から要望を受けています。
2	JR清洲駅周辺を路上喫煙禁止区域にする必要があるか、否かは大変疑問に思われますが、路上喫煙防止を実効性あるものにするためには、まずは駅前など主要箇所に喫煙場所を設けて様子を見て、それでも従わない喫煙者が居れば、次に条例の制定による罰則の適用をすべきだと考えます。	路上喫煙禁止区域内の主要箇所に喫煙場所を設置することについては、受動喫煙など影響を受ける人が多く集まる区域を指定した経緯から考えていません。 また、路上喫煙禁止区域での喫煙やポイ捨てに対する罰則については考えておらず、パトロールによる指導や啓発活動等を行うことで、喫煙者に対しモラルを守ってもらうよう周知に努めます。
3	喫煙行為を締め出すのではなく、非喫煙者との共存を図るべきで、禁煙区域の近くの人通りの少ない場所に喫煙場所を設置す	路上喫煙禁止区域の近くの人通りが少ない場所でも、喫煙場所を設置することにより、その場所に喫煙される方が集中するため、受動喫煙等の影響から設置は考えていません。 なお、たばこ税を含めた税金の使い道につい

	<p>れば、受動喫煙、歩きタバコのやけど、ポイ捨てによるゴミの散乱も解消できるのではないのでしょうか。</p> <p>また、たばこ税として喫煙者のおかげで年間約9億円の収入があるので、喫煙者のために喫煙施設を作ることが税金の適正な使い方ではないのでしょうか。</p>	<p>ては、多くの市民に御納得いただけるよう有効な活用に努めてまいります。</p>
4	<p>稲沢市では、「稲沢市快適で住みよいまちづくり条例」があり、路上喫煙の禁止について定めています。しかし、この条文には「定められた場所以外では、喫煙してはならない。」と明記されているにもかかわらず、市指定の喫煙場所がない状況です。愛煙家の立場もお汲み取りいただき、路上喫煙禁止区域に指定喫煙場所の設置を強く希望します。</p>	<p>「快適で住みよいまちづくり条例」は、受動喫煙による健康被害への意識の高まりや煙草の火による火傷や服の焼け焦げ、火災の誘発、吸殻のポイ捨てなどを引き起こすことを防止するために制定しました。</p> <p>路上喫煙禁止区域内の主要箇所喫煙場所を設置することについては、受動喫煙による意識の高まりにより現在のところ考えていません。</p>
5	<p>路上喫煙禁止区域を指定することが、環境美化や受動喫煙防止に繋がるとは思えません。条例で締め付けるのではなく、マナーの啓発活動や喫煙場所を整備することが市民のためになると思います。</p>	<p>マナーについては、広報やホームページ等による啓発は勿論、多くの市民に御理解、御協力いただけるよう、さわやか隊支援員が路上喫煙禁止区域を巡回しています。今後も多くの方々に対し、御理解を得られるよう周知してまいります。</p>